

2019年8月30日  
一般財団法人日本GAP協会

### 現地研修および特別研修に関する指導員登録料の扱いの変更について

GAPに対する注目がますます高まっている中でGAP指導者の増加が重要な政策課題となっていることなどを背景に、今やJGAP/ASIAGAP指導員の数は1万名を超え、日本GAP協会公認研修の位置づけはその重要性を増しています。

このため、既存指導員のスキルアップ等の観点から、十分な有効期限を有する指導員等における研修の受講促進を図るため、JGAP指導員現地研修および特別研修について、指導員登録料のお支払い（指導員登録の更新の有無）を選択できることとしました。また、JGAP/ASIAGAP指導員登録のない方においても、JGAPおよびASIAGAPの総合規則に規定する指導員資格とは直接関連していないJGAP指導員現地研修および特別研修の受講を可能とします。

このため、本年9月からの指導員登録料の扱いについて、以下のようにいたします。

#### 記

1. JGAP指導員現地研修および特別研修(2019年9月時点で実施している特別研修は「リスク評価研修」)においては、指導員登録料のお支払い（指導員登録の更新の有無）を選択できるようにします。また、指導員登録がない方も受講可能とします。
2. 注意事項
  - (1) JGAP指導員基礎研修、団体認証研修、ASIAGAP指導員基礎差分研修については引き続き指導員登録料のお支払いは必須です。
  - (2) 研修申込時に、指導員登録の更新等を望まないとして指導員登録料を支払わず研修を受講した場合は、後日に遡っての指導員登録料の支払いの受入および指導員登録の更新等は認めません。
  - (3) 適用開始は2019年9月1日とします。
  - (4) 登録料の金額は日本GAP協会ウェブサイト掲載の料金表に記載します。
3. 研修受講料の支払い方法等については、各研修機関にお問合せ下さい。

以上